

## 第80号議案

### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「職員を」を「職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を」に、「同項」を「前項」に改め、同条第7項を次のように改める。

- 7 55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳）以上の職員で人事委員会規則で定めるものの第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

##### （特定職員に関する特例）

- 2 平成25年3月31日に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（次項において「単純労務職員」という。）であった者で、同年4月1日に新たに職員の給与に関する条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員となったもの（平成26年4月1日に50歳以上の職員であって、平成25年4月1日から引き続き同一の職務の級に在職するものに限る。次項において「特定職員」という。）に対するこの条例による改正後の職員の給与に関する条例第4条の規定の適用については、同条第6項中「次項」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年島根県条例第 号）附則第2項の規定により読み替えられた次項」と、「4号給」とあるのは「4号給（55歳以上の職員で人事委員会規則で

定めるものにあつては、2号給)」と、同条第7項中「55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)」とあるのは「57歳」とする。

- 3 平成25年3月31日に単純労務職員であった職員（平成26年4月1日に50歳以上の者に限り、特定職員を除く。）で、特定職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定めるものについては、特定職員とみなして前項の規定を適用する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 4 職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条の表及び第23条の表中「第4条第6項」の次に「及び第7項」を加える。